

消防学校契約業者選定委員会要綱

平成 18 年 4 月 1 日施行

令和 5 年 4 月 1 日最終改正

(趣旨)

第 1 条 消防学校における工事等指名業者を選定するため、消防学校に契約業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の審査事項)

第 2 条 委員会は、工事等の発注に際し指名する業者の選定に関し、必要な事項を審査する。

2 委員会の審査対象は、次の各号に該当する工事等とする。

(1) 埼玉県財務規則の規定により、執行伺又は支出負担行為の決裁権者が所長（校長）となっているもの。ただし、10 万円未満の契約をするとき並びに支出負担行為決議書の作成を要しないもの及び契約書の作成を省略できるものは審査の対象外とする。

(2) 危機管理防災部契約業者選定委員会に内申を要するもの

3 前項の審査は、事業担当等の内申に基づいて行う。

(組織)

第 3 条 委員会の構成は、次のとおりとする。

会長 校長

委員 副校長、担当部長、担当課長

＊ 教務担当に係る指名業者の選定に関しては、主任講師及び講師が加わる。

＊ 救急救命士養成担当に係る指名業者の選定に関しては、救急救命士養成担当副校長及び救急救命士養成担当課長が加わる。

(会長の職務)

第 4 条 会長は会務を総理し、会長に事故があるときは、副校長がその職務を代理する。

2 会長は、必要があるときに委員会を招集するものとする。

3 会長は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明を聞くことができる。

(定足数)

第5条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、委員会を開くことができない。

2 前項の場合において、職に欠員が生じている場合は、委員の数に含めないものとする。

(内申等)

第6条 委員会に対する指名業者の内申は、工事等を担当する各担当の責任者が指名業者内申書（以下「内申書」という。）（様式1－1）、内申理由書（様式1－2）、一般競争入札の公告文案を作成し、担当部長を経て校長に提出するものとする。ただし、特別の理由がある場合の指名業者の内申に当たっては、その理由を記載した書面を内申書に添付するものとする。

(審査)

第7条 委員会は、前条の内申書により指名業者を審査するものとする。

(指名業者選定基準)

第8条 指名業者の選定にあたっては、次の各号に留意し、県内に本店を有する者を優先するものとする。

- (1) 当該工事等に対する地理的条件
- (2) 当該工事等に対する技術的条件
- (3) 当該業者の手持ち工事等の量
- (4) 当該業者の信用度

2 県内に本店を有しない者のうちから指名業者を選定するときは、当該工事等における特別の技術の必要性、当該指名業者の県内営業所の有無、県税納入実績及び県行政の協力等を考慮するものとする。

3 指名業者の選定に当たっては、工事等執行計画、他の工事等との関連性及び施行上

の経済性並びに内申書に添付された理由を十分検討しなければならない。

（指名業者の決定）

第9条 第2条に規定する審査事項については、委員会に審議に基づき、会長が決定し、会長は、その結果を速やかに所管の担当へ指名業者決定書（様式2）により通知するものとする。

（議事録等）

第10条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録のまとめ、契約の相手方が決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、消防学校において情報提供（閲覧）を行うものとする。

2 前項の情報提供を行う期限は当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 第6条の資料は前項に規定する期間は保存しなくてはならない。

4 第6条の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

（秘密の保持）

第11条 委員会に関係する者は、委員会の内容又は職務上知り得た秘密の保持に留意しなければならない。

（委員会の庶務）

第12条 委員会の庶務は、総務・企画担当において行う。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が

定める。

附 則

この要綱は平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 21 年 8 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 26 年 2 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。